

食品衛生国保

(食品国保揭示板)

No.148

令和4年8月発行

京都市下京区藤本寄町26-1
朝日生命京都第二ビル8階
電話075-254-8383

令和三年度組合決算認定

京都市食品衛生国民健康保険組合は去る七月二〇日午後二時から京都経済センターにおいて第百三十四回通常組合会を開催しました。令和三年度の事業報告、歳入歳出決算報告等を審議し承認を得ました。



岡山理事長

第百三十四回組合会は議員定数二十八名のうち二十四名(出席三名、書面表決二名、欠席二名、欠員二名)に出席いただき、岡山理事長が挨拶を述べ、宮本延男組合会長の進行で審議に入りました。

議案事項
議案第一号 令和三年度事業報告認定について
議案第二号 令和三年度歳入歳出決算認定について
議案第三号 令和三年度歳入歳出決算剰余金の処分の承認について
議案第四号 財政調整積立金の処分について
議案第五号 令和四年度補正予算(第一号)の承認について



宮本議長

た組合規約の改正等についての報告後、令和三年度の事業及び決算の報告と説明を行いました。続いて大橋秀之監事から監査報告があり、滞りなく審議は進み、すべての議案が原案通りに可決されました。被保険者の異動状況については前年度末の世帯数が五六五世帯、被保険者数が一、四一五名に対し本年度末は五二六世帯、一、〇六〇名となっています。資格取得された方が三十九世帯八十五名、資格喪失は七十八世帯一七〇名です。資格喪失者のうち、後期高齢者医療制度へ移行された方は十四名です。対前年の増減率は被保険者全体で▲七、四％となっています。事業主の高齢化やコロナ禍による廃業等が多く、被保険者数は年度当初の見込みより若干減少しました。

保険給付の状況については、全体で一人当たり費用額が二二九、〇一九円(対前年十八、四％増、前期高齢者の一人当たりの費用額は四九〇、九五五円(対前年十二、九％増)と前年度を大きく上回りました。令和二年度は新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金の支給について、勤務できなかった日から起算して3日を経過した日から、勤務することができない期間のうち、勤務することを予定していた日。支給額は1日当たりの支給額(※)×支給対象日数(※(直近の継続した3月間の給与収入の合計額÷就労日数)×2/3)1日当たりの支給額には上限があります。給与等の全部または一部を受けることができる場合は、その金額を控除します。申請方法は、支給申請書(組合員記入用、事業主記入用、医療機関記入用)などをお送りしますので、当国保組合までご連絡くださいますようお願いいたします。

令和3年度 京都市食品衛生国民健康保険組合歳入歳出決算

歳入	収入済額(円)	歳出	支出済額(円)
国民健康保険料	207,604,800	組合会費	126,608
国庫支出金	149,800,293	総務費	33,553,136
前期高齢者交付金	20,946,825	保険給付費	200,521,299
府支出金	3,255,000	後期高齢者支援金	69,167,547
市町村支出金	1,309,000	前期高齢者納付金	113,806
同事業交付金	6,040,000	介護納付金	37,397,014
財産収入	85,368	同事業拠出金	9,879,926
寄付金	0	保健事業費	13,944,588
繰入金	0	基金積立金	13,989
繰越金	96,872,907	諸支出金	11,982,581
諸収入	3,869,533	予備費	0
歳入合計	489,783,726	歳出合計	376,700,494

歳入歳出差引残額
113,083,232円翌年度へ繰越
113,083,232円

京都市食品衛生国民健康保険組合

インフルエンザ予防接種助成制度

食品国保では被保険者の皆様がインフルエンザに罹らぬよう、たまたし罹っても重症化を防げるよう、インフルエンザ予防接種料金の助成事業を行っています。今年度も接種された被保険者1名につき2,000円を上限に助成する予定です。医療機関の領収書は必ず保管しておいてください。

助成の対象(医療機関領収書の領収日)
令和4年10月1日～令和5年1月31日
※この期間以外のものは対象となりません。
申請期限: 令和5年1月31日食品国保必着

例年、対象期間外の領収書による申請や申請期限後の申請がありますが、助成金のお支払いはできませんのでご注意ください。詳しくは別途ご案内を送付します。

休務のお知らせ

事務局では誠に勝手ながら下記の日程で夏期休務とさせていただきます。

【休務期間】
令和4年8月15日(月)～16日(火)
なにかとご不便をおかけしますが、よろしくご了承のほどお願いします。

ホームページ開設しておりますので活用ください。
京都市食品国保 <https://kyoto-shokuhin.jp>

京都市食品国保 検索 各種申請書ダウンロードできますので、是非ご利用ください。



マイナンバーカードが健康保険証として利用できます!



1 マイナンバーカードをカードリーダーに置く
カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は顔に保存されません。

2 オンラインであなたの医療保険資格を確認!
マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。

3 オンラインで医療費控除がより簡単に!
マイナンバーカードで、2021年11月から自分の医療費控除の申請ができるようになります。
また、2021年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続きで、マイナンバーカードを通じて医療費通知情報の自動入力が可能となります。
※医療費控除は、2021年11月15日までに3年分の情報が取得できるようになります。

4 マイナンバー(12桁の数字)は使いません!
マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップのやの電子証明書を使うため、マイナンバー(12桁の数字)は使われません。医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバーを取り扱うことはありません。ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づけられることはありません。

5 医療保険の資格確認がスムーズに!
カードリーダーで顔写真を確認すれば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受付付けにおける事務処理の効率化が期待できます。

6 医療費の事務コストの削減!
医療保険の請求書や領収書が減少することから、医療保険者等の事務処理コストが削減でき、持続可能な制度運営につなげられます。

7 健康保険証としてずっと使える!
健康保険の請求書や領収書が減少することから、マイナンバーカードを健康保険証としてずっと使うことができます。

特定健診・人間ドックの受診について

◆特定健診→9月末 ◆人間ドック→12月末 期限を過ぎると受診できません。
年内(12月末)までの受診完了が補助の対象になります。
健診機関への予約完了が年内(12月末)ではありませんので、ご注意ください。
新型コロナウイルスの感染予防策として、一部負担金の納付をお振込みでいただくことができるようになりました。(振込手数料はご本人様負担になります)。お振込みにて納付を希望される方は、組合事務所までご連絡ください。お振込みされた場合、振込票等が領収書になりますので、食品国保からの領収書は発行できませんのでご了承をお願いいたします。

糖尿病性腎症重症化予防について

糖尿病は、最初自覚症状は少ないですが、長時間放置すると徐々に合併症を引き起こす可能性がある大変怖い疾病です。進行すると、腎不全による人工透析や網膜症、末梢神経麻痺を併発することがあります。透析療法は、人工的に血液のろ過を行い、腎臓の機能を代行する治療のことで、一般的には一週間に三回、一回には三時間～四時間かかるので、日常生活の時間を多くとれてしまいます。医療費については、年間一人当たりの平均が二十五万円のところ、人工透析は五百万円～六百万円と高額な費用がかかり、その医療費は食品国保が負担することになります。
京都府が推奨する「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」は、糖尿病が重症化するリスクの高い方を対象とし、人工透析への移行を防止することによって、健康寿命の延命を図り、医療費の適正化が目的とされています。対象となる方には、医療機関の受診状況と健診結果に基づいて個別にご案内をさせていただきますので、重症化予防に努めていただきます様、よろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金の支給について

食品国保では新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る観点から、新型コロナウイルス感染症に感染した、又は感染の疑いがあるために労務に服することができない被用者を対象とした傷病手当金を支給しています。
適用期間: 令和3年4月1日～令和4年9月30日
支給対象となる方:

当国保組合に加入されている被用者(給与の支払いを受けられている方)のうち、新型コロナウイルス感染症に感染し、または発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のため勤務することができない方。

支給対象となる日数:
勤務できなかった日から起算して3日を経過した日から、勤務することができない期間のうち、勤務することを予定していた日。

支給額: 1日当たりの支給額(※)×支給対象日数
※(直近の継続した3月間の給与収入の合計額÷就労日数)×2/3
1日当たりの支給額には上限があります。給与等の全部または一部を受けることができる場合は、その金額を控除します。

申請方法:
支給申請書(組合員記入用、事業主記入用、医療機関記入用)などをお送りしますので、当国保組合までご連絡くださいますようお願いいたします。

京都市食品衛生国民健康保険組合 電話 075-254-8383 FAX 075-254-8422

■高齢受給者証の更新について

70歳から74歳の加入者に交付している「高齢受給者証」は毎年8月が定期更新となります。該当の方へは7月下旬に郵送済みです。お手元に届いている高齢受給者証の住所・氏名・生年月日を確認のうえ、国民健康保険被保険者証と一緒に保管してください。旧証は各自で廃棄してください。医療機関へ受診される際は保険証と一緒に高齢受給者証を提示してください。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
15.国庫支出金		^{千円}	^{千円}	^{千円}
		175,664	500	176,164
45.繰越金	10.国庫補助金	173,712	500	174,212
	5.繰越金	50,000	63,084	113,084
補 正 し な い 予 算 費 目		246,027	—	246,027
歳 入 合 計		471,691	63,584	535,275

歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
10.総務費		^{千円}	^{千円}	^{千円}
		53,270	4,000	57,270
15.保険給付費	15.総旨普及費	650	4,000	4,650
	30.傷病手当金	0	500	500
19.前期高齢者納付金等		120	27	147
	5.前期高齢者納付金等	110	27	137
40.予備費		30,000	59,057	89,057
	5.予備費	30,000	59,057	89,057
補 正 し な い 予 算 費 目		130,511	—	130,511
歳 出 合 計		471,691	63,584	535,275

令和四年度京都市食品衛生国民健康保険組合補正予算案を別紙の通り提出し、承認を求め、

第一条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ六三、五八四千円を増額し、歳入歳出をそれぞれ五三三、一七五千円とする。

第二条 歳入歳出補正予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、第一表歳入歳出予算補正による。

議案第五号 令和四年度補正予算第一号の承認について

処分する目的

事務所として賃借している物件の一部解約に伴い、差し入れ中の事務所保証金額が変更となるため。

変更前 四、七三二、二二四円

変更後 二、八九七、二八〇円

差 額 一、八三四、九四四円

金額 一、八三四、九四四円

財政調整積立金の一部を次のとおり処分する。

議案第四号 財政調整積立金の処分について

令和三年度決算剰余金 一一三、〇八三、一三三円

令和四年度繰越金 一一三、〇八三、一三三円

議案第三号 令和三年度歳入歳出決算剰余金の処分の承認について

令和三年度京都市食品衛生国民健康保険組合の歳入歳出決算剰余金の処分について下記のように処分したい。

被保険者の状況 年間平均

ア. 世帯数 545 (介護2号被保険者世帯数 350)

イ. 被保険者数 1,096 (前期高齢者 221 未就学児 41 介護2号被保険者数 498)

ウ. 1世帯当り被保険者数 2.01

被保険者の増減内容

増	社保離脱	生保廃止	出 生	その他	計
	14	0	8	63	85
減	社保加入	生保開始	死 亡	その他	計
	20	0	1	149	170

年間平均保険料額

1世帯当り調定額 (医療分) 256,218円 (介護分) 72,416円 (後期支援金分) 78,203円

1人当り調定額及び収納額 (医療分) 127,408円 (介護分) 50,895円 (後期支援金分) 38,887円

保険料 (医療分＋後期支援金分) が保険給付費 (※後期高齢者支援金等を含む) に占める割合

年度	保険料	医療給付費	割 合
元	159,055,600 ^円	341,363,762 ^円	46.59 %
2	172,638,200	274,967,469	62.78
3	182,259,200	268,822,418	67.80

医療費の状況

国民健康保険の医療費

件 数	15,894
金 額	251,005,526
1人当り	229,019

〔前年度 193,461円 (一人当り)〕

保険給付費支給決定状況

区 分	決 定 額	1人当り	前年度1人当り
保 険 給 付 費	200,514,726	182,165	152,001
後期高齢者支援金	69,167,547	63,109	65,841
前期高齢者納付金	113,806	104	120
老人保健拠出金	0	0	0
介 護 納 付 金	37,397,014	75,094	73,537
合 計	307,193,093	280,286	251,927

補助金の受入状況

国庫支出金・交付金

交付額	158,746,537円
-----	--------------

府・市支出金

府補助	3,255,000円
市補助	1,309,000円
計	4,564,000円

1人当り費用額 (全体)

年度	入 院 ^(円)	入院外 ^(円)	歯 科 ^(円)	計 ^(円)	前年比指数 (%)
29	71,257	97,439	24,889	193,585	100.8
30	53,660	104,865	25,269	183,794	94.9
元	64,116	99,900	28,651	192,667	104.8
2	45,621	79,938	26,022	151,581	78.7
3	67,994	88,330	29,704	186,028	122.7

1件当り費用額 (全体)

年度	入 院 ^(円)	入院外 ^(円)	歯 科 ^(円)	計 ^(円)	前年比指数 (%)
29	641,688	12,824	11,981	19,780	100.3
30	525,466	13,646	12,021	18,586	94.0
元	659,933	12,983	13,053	19,292	103.8
2	553,593	11,497	13,263	16,847	87.3
3	745,214	11,981	14,063	19,427	115.3

1人当り費用額 (前期高齢者)

年度	入 院 ^(円)	入院外 ^(円)	歯 科 ^(円)	計 ^(円)	前年比指数 (%)
29	180,598	176,301	37,366	394,265	115.3
30	137,222	201,657	38,226	377,105	95.6
元	220,980	199,254	44,471	464,705	123.2
2	155,360	155,023	41,416	351,799	75.7
3	180,847	174,549	51,040	406,437	115.5

1件当り費用額 (前期高齢者)

年度	入 院 ^(円)	入院外 ^(円)	歯 科 ^(円)	計 ^(円)	前年比指数 (%)
29	863,730	13,777	13,062	24,849	116.1
30	603,375	15,735	12,871	23,549	94.8
元	766,610	15,518	14,314	28,624	121.6
2	638,982	12,744	14,082	22,920	80.1
3	888,161	13,762	17,221	25,642	111.9

令和3年度高額医療費上位10名

(3年4月診療分～4年3月診療分 12か月分合計)

	費用額合計	主 な 傷 病 名	年代	性別
1	8,423,440	卵管癌	50代	女
2	7,207,310	急性前骨髄球性白血病	70代	女
3	5,857,300	膀胱癌	50代	男
4	4,214,350	急速破壊型股関節症	70代	女
5	3,941,410	躁うつ病	70代	女
6	3,670,890	慢性腎不全	60代	女
7	3,586,246	脳梗塞	50代	男
8	3,579,040	口腔癌	70代	男
9	3,530,450	心筋梗塞	60代	男
10	3,281,490	急性硬膜下血腫	60代	男
計	47,291,926	食品国保全被保険者の医療費に対する割合	18.84%	

報告事項

・報告第1号 専決処分に付した組合規約の一部改正について

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に傷病手当金を支給することができるように規約の一部を改正しました。

改 正 内 容

第3章 保険給付 (精神・結核医療附加金) 第18条を次のように改め、第18条の次に次の2条を加える。

〔新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病手当金〕

第18条 組合は、給与等 (所得税法 (昭和四十年法律第三十三号) 第二十八条第一項に規定する給与等をいい、賞与 (健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 第三条第六項に規定する賞与をいう。) を除く。以下同じ。) の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき (新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)) である感染症をいう。以下同じ。)) に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)) は、その労務に服することができなくなった日から起算して三日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、一日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した三月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額 (その額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)) の三分の二に相当する金額 (その金額に、五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。)) とする。ただし、健康保険法第四十条第一項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の三分の一に相当する金額の三分の二に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

〔新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病手当金と給与等との調整〕

第18条の2 新型コロナウイルス感染症に感染した場合

(年間平均 1,096人)

前期高齢者の医療給付 (65歳～74歳)

区 分	件 数	日 数	金額 (費用額)	1人当り
診 療 費	入 院	45 ^件	683 ^日	38,580,490 ^円
	入院外	2,803	3,923	38,575,350
	歯 科	655	1,187	11,279,950
	小 計	3,503	5,793	88,435,790
調 剤	1,625	(1,922枚)	16,157,350	
食事療養	(47)	(2,053回)	1,386,738	
施設療養費	入 所	(0)	(0)	0
	通 所	(0)	(0)	0
	小 計	0	0	0
訪問看護	0	0	0	
計	5,128	5,793	105,979,878	
療 養 費	308	—	2,521,190	
合 計	5,436	—	108,501,068	490,955

(年間平均 221人)

又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができるときは、これを受けことが出来る期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けことが出来る給与等の額が、前条第二項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第18条の3 前条に規定する被保険者 (第6条に規定する事業 (業務) に従事する者に限る。次項において同じ。)) が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けことが出来るはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けことができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けことができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定によりこの組合が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

2 附 則

この規約は、認可の日から施行し、改正後の第18条から第18条の3までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和3年4月1日から別に定める日までの間に属する場合に適用することとする。

なお、この改正は臨時至急に行う必要があるため、理事の専決処分としました。

・報告第2号 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病手当金支給規則の制定について

規約の一部 (第18条から第18条の3) を改正したことに伴い、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病手当金を支給するための支給規則を制定しました。

・報告第3号 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病手当金支給規則の一部改正について

国の新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対する傷病手当金の支給に係る財政支援適用期間が延長されたため、適用期間の「令和4年6月30日」を「令和4年9月30日」に改めました。

・報告第4号 京都市食品衛生国民健康保険組合事務所の貸室賃貸借契約の一部解約について

事業運営コストを削減するため、組合事務所の事務室スペースの見直しを行い、貸室賃貸借契約の一部を解約 (減床契約) しました。